

### 目次

- 01:三好市・東みよし町の概要
- 02:地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要
- 03:各必要な機能の具体的な内容
- 04:地域生活支援拠点等のイメージ図
- 05:地域生活支援拠点等における支援の事例
- 06:地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針
- 07:地域生活支援拠点等の連携機関について

### 目次01:三好市の概要

3

▶ ○人口 26.836人(平成27年国勢調査)

● ○障がい者の状況(平成30年3月31日現在)

・障がい者数2,645人

・身体障がい者手帳所持者 2,013人

・療育手帳所持者 437人

・精神障がい者保健福祉手帳所持者 195人

・地域の高齢化が進み、障がい者も高齢化(65歳以上の人口も減少しているが、高齢化率〔65歳以上〕は42.3%)

- ▶ ・障がい者の76%が身体障がい、17%が知的障がい、7%が精神障がい
- ・高齢障がい者の一人暮らし、または同居者が高齢の家族のみで、介護や見守りに限界が来ている障がい者が年々増加
  - 〇三好市の位置







### 目次01:東みよし町の概要

■ ○人口 14.638人(平成27年国勢調査)

● ○障がい者の状況(平成30年3月31日現在)

・障がい者数 1,116人

▶ ・身体障がい者手帳所持者 830人

・療育手帳所持者 182人

・精神障がい者保健福祉手帳所持者 104人

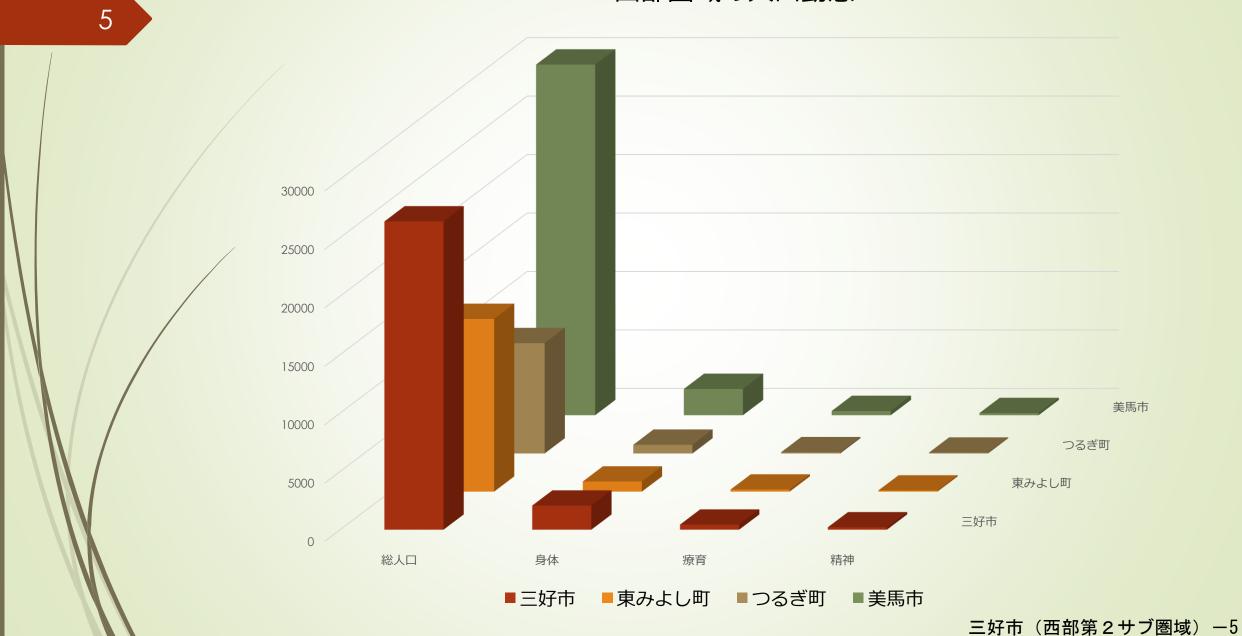
● ・身体障害者手帳所持者は18歳未満、以上とも減少傾向、療育手帳所持者は18歳以上 は増加傾向、精神保健福祉手帳所持者は1・2級は変化なく3級は倍に増加傾向

・世帯数は増加傾向にあるが、1世帯あたりの人員数は減少傾向にある

○東みよし町の位置



#### 西部圏域の人口動態



### 目次02:地域生活支援拠点等の 整備プロセス、整備類型、概要

6

### 整備の プロセス

- 三好市には、社会福祉法人池田博愛会と県立池田支援学校(小・中・高)があ り、箸蔵福祉村という地域性にも理解の深い地域
- 池田博愛会が運営するグループホームは平成2年(4名)から事業を始め、現在 18物件81名の利用者が地域で生活している
- 当事者、家族、支援者、事業所から地域生活支援拠点等の整備等要望が上がり、 現在検討中

#### 整備類型

- 多機能拠点整備型から圏域連携による面的整備
- (地域生活支援拠点等の役割は新設計画を進めるグループホームを拠点とする)

#### 概 要

- 新設の交流拠点には誰でも利用できるワンストップの相談窓口
- 同一敷地内に相談支援事業、安心コールセンター、地域交流センター、グループ ホーム、ショートステイ、通所施設を併設し拠点に必要とされる連携体制を構築
- 自立支援協議会、関係機関との連携を構築
- ▶ 警察や消防とも連携し、緊急時に迅速に対応

#### 目次03:各必要な機能の具体的な内容

7

#### 相談事業

■ 指定相談支援事業所はくあいを拠点内に移転し、一般相談、特定相談に加えて、市町村の基幹的相談事業(総合相談)を中心に、圏域内の他の相談事業所と連携を密にして、日頃から地域の課題の共有に努める。

#### 安心 コールセンター

- 相談支援事業の他、緊急対応コーディネーターを配置し、24時間365日の緊急受付けや、関係機関への連絡調整を行う。必要に応じて緊急時に駆けつけ対応するが、グループホームの夜勤職員と一緒にできる体制を整えておく。
- 緊急時対応の対象者は、事前登録制とし、サービスを利用していない人や、リスクの高いと思われる家庭は、状況把握に努める。

地域 交流センター ■ 地震や台風による大規模な災害時には、地域の防災拠点として、自主防災組織と連携し、要援護者の受け入れのため、空きスペースを福祉避難所として活用出来るように、役割を明確にしておく。

#### グループホーム ショートステイ

▶ 5名単位のグループホームを4ユニット建設。ショートステイを各1床ずつ併設し、緊急の受け入れ用2床、体験利用2床として活用する。これから独り立ちをする人、ここで一生を過ごす人を含め、地域の方と交流しながら、安心して充実した毎日を過ごせるように建設する。

● 生活介護事業所を敷地内に建設し、高齢になり通いが出来にくくなった方や、通いの体験を希望する方を対象とする。看護師を配置し、緊急受け入れの時、医療的ケアの必要な対象者にも対応出来るようにする。

#### 体験の機会

● グループホームの希望があれば、宿泊体験、施設見学、情報提供、関係機関との連絡調整を行い、相談事業と連携しながら居住や就労体験の機会に繋ぐ

#### 専門的人材の 確保・養成

- ▶ 行政、基幹相談支援センター等が主催する研修会で人材の育成や啓発活動を実施
- 専門性を高めるために他機関への研修会に参加して、基幹相談支援センターがコーディネートの役割を持てるように研修を行う

#### 地域の体制づ くり

- ▶ 地域生活支援拠点等を中心とする近隣病院等のネットワークづくりを行う
- ▶ 地域生活支援拠点等を解放して、当事者等の憩いの場や地域の拠点とする

#### その他

■ 三好市は平成29年度より生涯活躍のまちづくり事業に取り組み、社会福祉法人池田博愛会は事業推進法人として指定を受け、多世代の方が未来を語り、助け合い、寄り添いながら地域と共に生涯安心できるまちづくりに取り組んでいる。

### 目次04:地域生活支援拠点等のイメージ図

9

#### 共同生活援助

障害者支援施設

専門性

#### 短期入所

緊急時の受け入れ

#### 地域生活支援拠点施設はくあい

相談支援 日中活動サービス ショートステイ 就労支援 生活介護 体験入居 見守り

基幹相談支援センター

必要に応じて連携



障害福祉サービス・在宅医療等

相談支援事業所

相談

日中活動サービス事業所

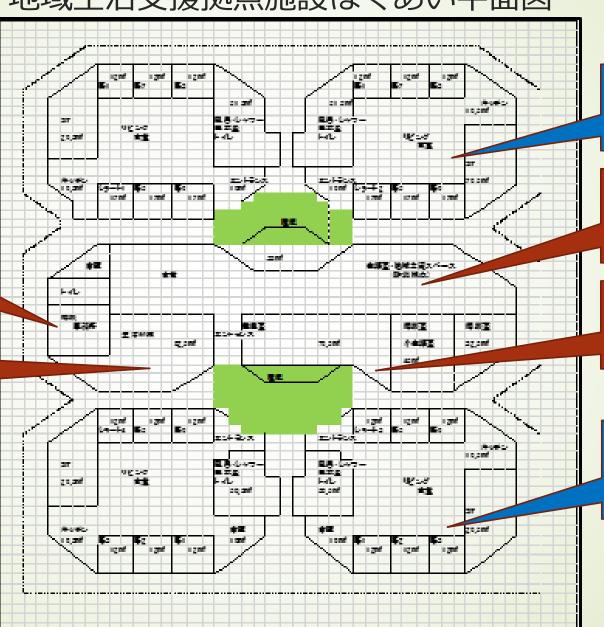
体験の機会・場

地域生活支援拠点施設はくあい平面図

10

相談支援(専門性)

生活介護 (体験の機会・場)



1367.5m<sup>2</sup>

グループホームA棟 (生活拠点)

防災拠点 (緊急時の受け入れ)

相談室 (相談・地域体制)

グループホームB棟 (生活拠点)

#### ○利用者 基本情報

- ・20代の知的障害のある夫婦(夫はB1,妻はB2)、1歳6ヶ月の長女
- ・住まいは町営住宅で3人で生活。すぐ近くの住宅で、妻の母が生活
- ・収入は、夫婦の障害基礎年金、夫の給与。
- ・両親の親は協力的だが、妻の母とは不仲。
- ・役場福祉課、健康づくり課、医療機関、社会福祉協議会、相談支援機関、障害 者就業・生活支援センターが関わり、日々の生活や、就労面、子育てについて支 援を受けている。

#### ○支援経緯

・平成29年12月28日21時頃、行政機関より連絡あり、幼児虐待の疑いで、両親、子ども共に保護しているとの事。子どもは、児童相談所の判断により、児童養護施設へ緊急入所、両親については、妻の母との関係悪化により、住宅に戻れない事情があり、受け入れ先を探す。年末ということもあり、受け入れ先が見つからず、ビジネスホテルを予約。年内はホテルで過ごし、年明けには、夫は、実家へ、妻は掛かりつけ病院へ事情を説明し入院。1月4日には夫婦の受け入れをしていただける施設が見つかり、緊急ショートステイとして、対応していただく。

その後、1ヶ月間、入所施設、グループホームと別れてショートステイ利用。その 間も、関係機関が連絡を取り合いながら、新しい生活に向けた支援を実施。

#### ○その後

新しい、町営住宅に引っ越し、夫婦の新しい生活が始めることができている。子どもには児童相談所の判断により、しばらく、入所。毎週、面会を行っている。関係者も引き続き、定期的に情報の交換を行いながら、支援を継続している。

#### 地域生活支援拠点施設の整備

市の方針として三好市障がい者自立支援協議会及び県西部関係市町村において、関係機関と連携を強化する事で地域の障がいのある人の状況を把握しながら1カ所の設置を図るとあるが、積極的とはいえないため県が調整し市町村に1カ所設置できるよう早急の判断が必要。

専門職員の不足

ヘルパーの専門性を高め障がい・高齢に限らず対応できることが必要

▶ 基幹相談支援センター等機能強化

地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹として県西部圏域で連携 を図り広域での設置に向けて早い協議が必要。

### 障がい者生活支援センター はくあいの業務

- 三好市、東みよし町の委託を受け、地域の相談窓口として、 障がい児・者の基本相談を行う。
- 障がい児・者が地域で自立した日常生活、社会生活を営むために、福祉サービス等についての相談やサービス等利用計画を作成する。
- \* 三好市、東みよし町の自立支援協議会の運営に協力し、<u>地域の</u> 関係機関との連携を強化しながら、<u>地域の課題を発掘</u>して、社 会資源の開発、改善等に取り組む。

# 相談支援の内容について

### \*日常生活にかかわるあらゆる相談

- ・健康面ついての相談 → 医療機関、保健所等
- ・金銭面についての相談 → 福祉事務所、社会福祉協議会
- ・生活面についての相談 → 市役所障害福祉課等
- ・就労についての相談 → ハローワーク 就業・生活支援センター

### \*福祉サービスについての相談

- ・「日中どこかに通いたい」 → 通所施設を情報提供、 見学の調整等
- 「調理や掃除が苦手である」 → ヘルパー支援について 情報提供
- ・「家族が病気になった時に困る」 → 短期間泊まることが できる施設を紹介

# \*申請手続きについての相談

- ・福祉サービスの申請手続き
- ・障害者手帳の取得申請手続き
- ・ 障害基礎年金の取得申請手続き

# \*サービス等利用計画の作成

・福祉サービスを利用したい障害児・者の本人、家族と面談 して、課題を確認し希望する生活が送れるように目標等を決 める。

・定期的にサービスの利用状況や生活の状況について確認し、 課題等が改善できているか状態を把握する。(モニタリング) \*サービス等利用計画契約人数(平成30年度)

障がい者:287名

障がい児:83名

## その他の業務について

### \*障害者虐待防止センター

三好市より委託を受け、障がい者の虐待について、 通報、相談等を受け付けています。

### \*障害者支援区分認定調査の実施

三好市(115件)東みよし町(20件)その他(1件)

(平成29年度)

### \*パソコン教室

日時:毎週水曜日 13:00~16:00

場所:地域交流センターはくあい 2階 会議室

# 相談実績

	第21の3 市町村における相談支援												
	(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)												
	三好市 平成 30年03月分報告												
	(相談支援を利用している障害者等の人数)												
/			実人数	身体障害	重症心身 障 害	知的障害	精神障害	発達障害	高 次 脳機能障害	その他			
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)			
	障害者	(01)	78	25	2	49	8	2		4			
	障害児	(02)	4		1	3							
	計	(03)	82	25	3	52	8	2	0	4			
									三好市	(西部第2十	ナブ圏域)-		

	(支援方	法)									
			訪問	来所	同行	電話	メール	個別会議	関係機関	その他	計
21			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
	件数	(07)	311	178	32	640	2	38	866	11	2,078
	/ <del></del>   <del></del>	<b>-</b> \									
	(支援内容	学)									
			福祉利用	障害理解	健康医療	不安解消	保育教育	家族人間	家計経済	生活技術	就労支援
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
	件数	(80)	1,143	4	216	271	1	31	87	196	36
	(再掲) ピアカウ ンセラー	(09)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			社会参加	権利擁護	その他	計					
N X			(10)	(11)	(12)	(13)					
M	件数	(80)	74		19	2,078					
	(再掲) ピアカウ ンセラー	(09)	0		0	0			三好市	(西部第2サ	ブ圏域) - 2

**-21** 

					三好市	平成 29年04月	]~平成 30年0	3月分報告	
(相談支持	爰を利月	用している障害	言者等の人数)						
		実人数	身体障害	重症心身 障 害	知的障害	精神障害	発達障害	高 次 脳 機能障害	その他
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
障害者	(01)	78	25	2	49	8	2		4
障害児	(02)	4		1	3				
不明									
計	(03)	82	25	3	52	8	2	0	4
注) 不明	明:匿名	A台帳等生年月 	目日が未入力で		三好市	(西部第2サ	ブ圏域) -22		

# 相談実績

					<b>177</b>					
								東みよし町		
								平成 30年03月分報	<b>设告</b>	
(相談支援を	を利用して	ている障害者等の	人数)							
		実人数	身体障害	重症心身 障 害	知的障害	精神障害	発達障害	高 次 脳 機 機 能障害	その他	
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	
障害者	(01)	37	16	2	17	4			1	
障害児	(02)	2			2	1				
計	(03)	39	16	2	19	5	0	0	1	
(相談支援	事業の実施	拖体制)								
				市町村直	営で実施					
			障害福祉主	管課で実 施	直営相談支援	事業所で実施	委託相談支援			
			(1	1)	(2	2)	(	3)		
身体障	害	(04)								
知的障	害	(05)								
精神障	害	(06)					— ⊥>-L		→, mai 1-4; /	
	障害者 障害児 計 (相談支援) 身体障 知的障	障害者 (01) 障害児 (02) 計 (03)	実人数 (1) 障害者 (01) 37 障害児 (02) 2 計 (03) 39 (相談支援事業の実施体制)  身体障害 (04) 知的障害 (05)	(1) (2) 障害者 (01) 37 16 障害児 (02) 2 計 (03) 39 16 (相談支援事業の実施体制) 障害福祉主 (1) (04) 知的障害 (05)	(相談支援を利用している障害者等の人数)  実人数 身体障害 重症心身障 害  (1) (2) (3)  障害者 (01) 37 16 2  障害児 (02) 2 計 (03) 39 16 2  (相談支援事業の実施体制)  市町村直  障害福祉主管課で実施 (1)  身体障害 (04) 知的障害 (05)	実人数     身体障害     重症心身障害     知的障害       (1)     (2)     (3)     (4)       障害者     (01)     37     16     2     17       障害児     (02)     2     2     2       計     (03)     39     16     2     19       (相談支援事業の実施体制)       (相談支援事業の実施体制)       障害福祉主管課で実施     直営相談支援       (1)     (2)       身体障害     (04)       知的障害     (05)	(相談支援を利用している障害者等の人数)  東人数 身体障害 重症心身 知的障害 精神障害  (1) (2) (3) (4) (5) 障害者 (01) 37 16 2 17 4 障害児 (02) 2 2 2 1 計 (03) 39 16 2 19 5  (相談支援事業の実施体制)  市町村直営で実施 障害福祉主管課で実施 直営相談支援事業所で実施 (1) (2) 身体障害 (04) 知的障害 (05)	(相談支援を利用している障害者等の人数)  実人数 身体障害 重症心身 知的障害 精神障害 発達障害  (1) (2) (3) (4) (5) (6)  障害者 (01) 37 16 2 17 4  障害児 (02) 2 2 1 計 (03) 39 16 2 19 5 0  (相談支援事業の実施体制)  市町村直営で実施  障害福祉主管課で実施 直営相談支援事業所で実施  (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (4) (4) (5) (4) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6	東みよし町   平成 30年03月分前   下成 30年03月分前   下成 30年03月分前   標準書   第本障害   第本障害   第本障害   第本	

$\cap$	_/
Z	4

	(支援内容)										
•			福祉利用	障害理解	健康医療	不安解消	保育教育	家族人間	家計経済	生活技術	就労支援
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
	件数	(08)	661		109	76	1	18	30	31	8
	(再掲) ピ アカウンセ ラー	(09)	0		0	0	0	0	0	0	0
/	,		社会参加	権利擁護	その他	<b>ā</b> †					
			(10)	(11)	(12)	(13)					
	件数	(08)	99		8	1,041					
	(再掲) ピ アカウンセ ラー	(09)	0		0	0					
	審査要領										
	(相談支援	を利用し	している障害者の	D人数)							
	(1) ≦	各表側の	カ (2) + (3) +	(4) + (5) +	(6) + (7) +	(8)					
	(支援内容)										
	夕丰丽の (	00)	> 夕主商の	(00)							

各表頭の(08) ≧ 各表頭の(09)

#### 目次07:地域生活支援拠点等の連携機関について

25

• -(										
									東みよし町	
							平成 29年04月~3	平成 30年03月分韓	<b>服告</b>	
	(相談支援を	を利用し <sup>-</sup>	ている障害者等の	人数)						
			実人数	身体障害	重症心身 障 害	知的障害	精神障害	発達障害	高 次 脳 機 機 能障害	その他
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	障害者	(01)	37	16	2	17	4			1
	障害児	(02)	2			2	1			
	不明									
	計	(03)	39	16	2	19	5	0	0	1
	注) 不明	: 匿名台	帳等生年月日が未	入力です。		= 127	「 「	- ブ圏は) ― 25		

# 関連事業 グループホームはくあい ジョブコーチ支援

# ホーム・入居者の概要

(平成30年4月現在)

### ホーム数18ホーム 契約者 79名 賃貸アパート6物件をグループホームとして活用

平成2年4月1日開設

平成6年4月1日開設

平成14年10月1日開設 ③やすらぎホーム

平成15年10月1日開設 ④こすもすホーム

平成16年4月1日開設

平成1/7年4月1日開設

平成18年4月1日開設

平成20年4月1日開設

平成21年4月1日開設

平成23年4月1日開設

平成24年4月1日開設

平成25年4月1日開設

平成26年4月1日開設

平成30年4月1日開設

①箸蔵ホーム

②つくしホーム

⑤すももホーム ⑥すだちホーム

⑦さくらホーム ⑧すみれホーム

9ひのきホーム

⑩もみじホーム

⑪わかばホーム

迎さつきホーム

③あんずホーム

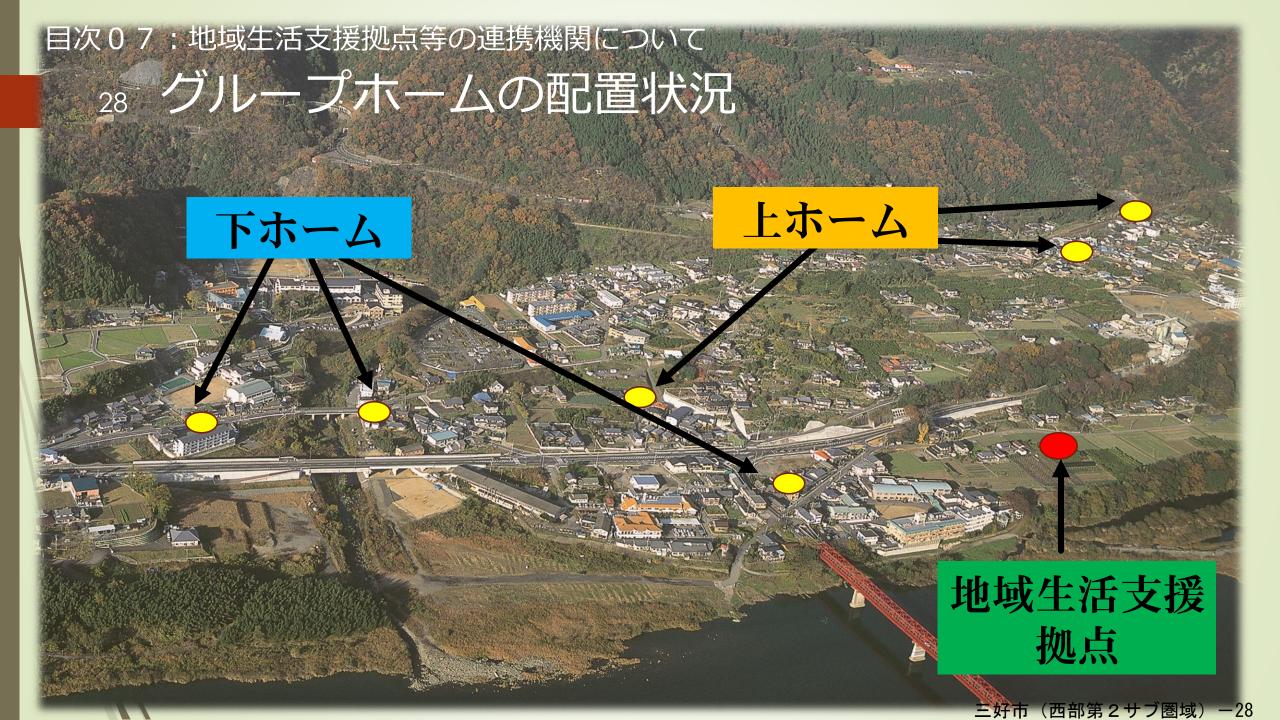
**⑭つつじホーム ⑮あやめホーム** 

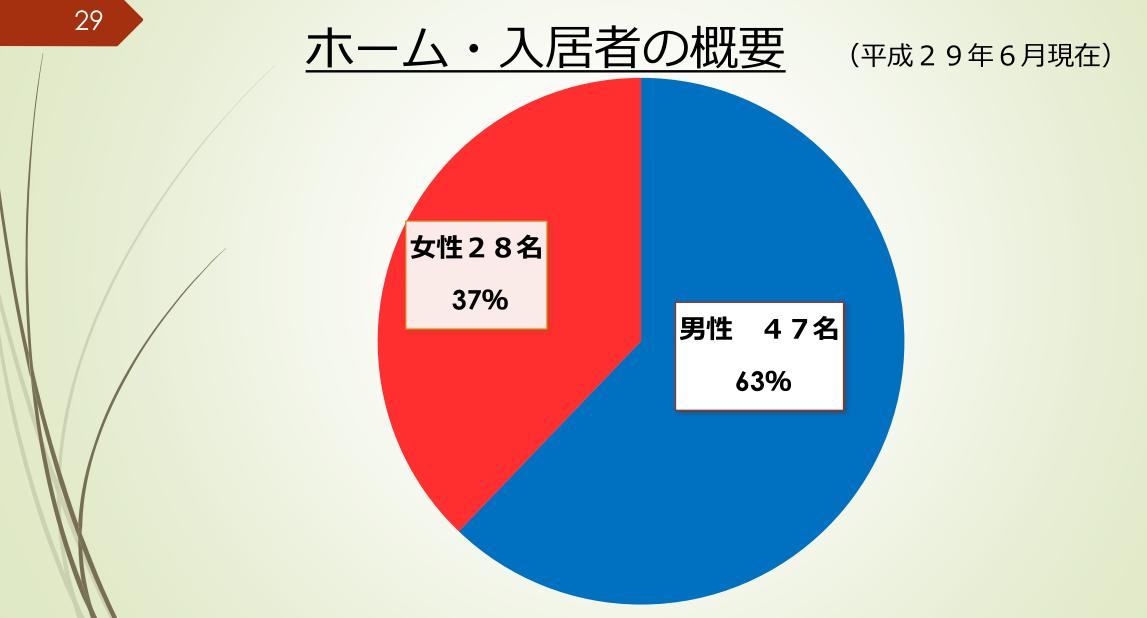
⑩たけのこホーム

切あじさいホーム®ひまわりホーム





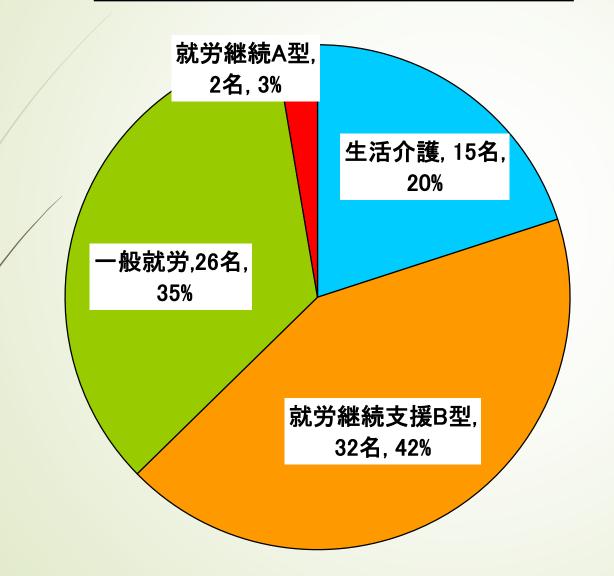




ホーム・入居者の概要 (平成29年6月現在) 30 70代, 2名,3% 年齡別 ■10代、20代 ■30代 60代,17名, 10代、20代, 23% 28名, 37% □40代 ■50代 50代, 15名, 20% □60代 30代,10名, 13% □70代 40代, 3名, 4%

# ホーム・入居者の概要

(平成29年6月現在)



■生活介護

■就労継続支援B型

□一般就労

■就労継続A型

# ジョスコーチ支援について

# 相談

じぎょうしょ 事業所

- ・困った事
- ・本人に言いにくい事

アドバイス

- ・本人の特性
- ・接し方
- ・本人が言いにくい事

ジョスコーチ

アドバイス

- ・作業の進め方
- ・事業所からの指示

かぞく

家族

支援者

相談

- ・仕事の方法
- ・事業所に言いにくい事

だいしょうしゃ対象者

# 障がい者就業・生活支援センター

